

## 新城市公式サイト広告取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、新城市広告掲出要綱及び新城市広告掲出基準の規定に基づき、新城市公式ホームページ(以下「新城市公式サイト」という)への広告掲出に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)新城市公式サイト 市が管理するホームページ(<https://www.city.shinshiro.lg.jp>)のことをいう
- (2)バナー広告 ページ内に表示される広告画像で、広告主の指定する WEB ページにリンクするものをいう
- (3)広告代理店 新城市公式サイト広告取扱業務委託先となる広告代理店をいう

### (広告の種類)

第3条 ページに掲出する広告はバナー広告(以下「広告」という)とする。

### (広告の範囲等)

第4条 ページに広告を掲出することができる者、広告の内容、広告のデザイン及びリンク先 WEB ページ内の内容の範囲は、新城市広告掲出要綱第4条及び新城市広告掲出基準の規定に定めるところによるものとする。

2 応募数が募集数を越える場合は、新城市広告掲出要綱第12条に掲げる順位により掲載するものとする。

### (広告の掲出規格)

第5条 広告1枠あたりの掲出規格は、原則として次のとおりとする。

- (1)サイズ 縦60ピクセル×横180ピクセル
- (2)画像形式 GIF、JPEG 又は PNG 形式で静止画
- (3)容量 60KB 以下
- (4)解像度 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見える処理を施す

### (広告の禁止表現及び構造)

第6条 広告で次の表現及び構造を含んだものは、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたり、不快感を与えるおそれがあるため、禁止する。

- (1)「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

- (2)アラートマーク(警告表示)
  - (3)ラジオボタン(選択肢の表示のように見えるもの)
  - (4)テキストボックス(入力できるように見えるもの)
  - (5)プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
  - (6)動画、アニメーション、透過、静止画像の切替え等(画像が変するもの)
- 2 次の表現については、ユーザーが新城市公式サイトのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため禁止する。
- (1)新城市公式サイトと類似する色調及び字体を使用するもの。
  - (2)ユーザーが新城市の事業であると錯誤しやすいもの。

(広告の掲出ページ、位置及び枠数)

第7条 広告を掲出するページ、広告の位置及び枠数は市長が指定する。

(広告の掲出期間)

第8条 広告を掲出する期間は、1か月単位とする。

- 2 広告掲出の開始日及び終了日は別途市長が定める。
- 3 広告掲出希望者が望むときは、市長は複数月の申込み及び掲出を認めることができる。

(実施方式)

第9条 バナー広告枠は、広告代理店に適正な価格で売り渡すものとする。

2 前項の募集及び選定は、次に掲げる事項を記した「募集要項」を定めて行う。

- (1)広告を掲載するホームページのURL
- (2)広告枠の売渡方法
- (3)広告の掲載位置
- (4)広告の枠数
- (5)広告の募集期間及び掲載期間(掲載開始日及び終了日)
- (6)広告原稿の作成方法
- (7)広告料に関する事項
- (8)その他、広告の募集、選定に関し必要な事項

(広告掲載の申込み)

第10条 広告掲載を希望する者は、新城市広告掲出要綱第10条の規定に基づき、新城市公式サイト広告掲出申込書(様式第1)に別に定める書類を添付して、広告代理店経由で市長に提出しなければならない。

(広告掲載の決定等)

第11条 市長は、前条の規定により広告掲載の申込みがあったときは、新城市広告掲出要綱第6条に規定する広告審査委員会を開催し、新城市広告掲出要綱第11条の規定に基づき、広告

掲載の可否を、新城市公式サイト広告掲出決定通知書(様式第2又は様式第3)により広告代理店経由で当該申込みをした者に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条 広告掲出を可とする決定を受けた広告主は、広告原稿を市長が指定する期日までに、広告代理店経由で市長に提出しなければならない。

2 広告原稿は、広告主の責任及び負担で作成するものとする。

(広告掲出料の返還)

第13条 広告主の責に帰さない理由により新城市広告掲出要綱第17条の規定に基づき、広告掲載料の還付を受けようとする広告主は、新城市公式サイト広告掲出料還付返還請求書(様式第4)を広告代理店経由で市長に提出しなければならない。

2 前項の規定により広告掲載料の還付を受ける際、新城市は広告代理店経由により広告主へ9条1項に基づいた金額を還付する。

(広告掲出の取り下げ)

第14条 広告主は自己の都合により、新城市公式サイトへの広告掲出を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告掲出を取り下げるときは、広告主は新城市公式サイト広告取下届(様式第5)により広告掲出の取り下げを希望する日の1週間前(複数月の広告掲出決定を受けた広告主にあっては1月前)までに、広告代理店経由で市長に申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告掲出を取り下げた場合は、納付済みの広告掲出料は返還しない。

(広告掲出期間の延長)

第15条 広告掲出期間内に、新城市の都合で新城市公式サイトを閉鎖した場合は、閉鎖日数に応じて、掲出期間を延長する。ただし、閉鎖日数が1日未満の場合は、掲出期間の延長は行わない。

2 広告主の責に帰さない理由により、新城市が広告を掲出できなかつたときは、掲出できなかつた日数に応じて、掲出期間を延長する。ただし、広告を掲出できなかつた日数が1日未満の場合は、掲出期間の延長は行わない。

(リンク先)

第16条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更の1週間前までに広告代理店経由で新城市の担当部署に連絡するものとする。

(裁判管轄)

第17条 この要領に定める広告掲出に関する訴訟の提起等は、新城市の所在地を管轄する裁判所に行うものとする。

(疑義等の決定)

第18条 この要領に疑義があるとき、又はこの要領に定めのない事項については、別途協議の上定めるものとする。

(その他)

第19条 この要領に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月27日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年10月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正前の規定により申し込まれた広告については、なお従前の例による。